

第15回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日(水) 午後1時30分から午後4時30分

2. 開催場所 交流プラザ志摩館 別館2階大会議室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員(1人)

12番 宗孝幸

5. 議事日程

議事

議案第130号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第131号 不動産買受適格証明願について

議案第132号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第133号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第134号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第135号 農地改良届出について

議案第136号 糸島市農用地利用集積計画の審議について(所有権移転)

議案第137号 農業委員会の適正な事務実施について

議案第138号 令和4年利用状況調査に基づく非農地判断について

6. その他

- 1) 非農地調査の結果について（報告）
- 2) 農地対策委員会（B班）報告について
- 3) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（4月認定分）
- 4) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	田 中 敏 彦
農 地 活 用 係 長	古 川 康 浩
主 幹	田 原 章 弘
主 事	沖 香 菜 子
主 事	鬼 塚 俊 次

事務局	井上職務代理による開会の挨拶と総会成立宣言をお願いします。
職務代理者	<p>こんにちは。今日も天気がいいところにお出席していただきましてありがとうございました。今月の8日からコロナウイルスもやっと5類に移行しまして、徐々に日常が戻ってきているという状態ですが、コロナウイルス自体が消滅したわけではありませんので、皆さん引き続き感染に注意しながら生活していただきたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまより第15回糸島市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>宗孝幸委員より欠席の連絡がっておりますので、本日の出席委員は18名です。委員の過半数が出席しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを宣言いたします。</p> <p>それでは、コロナウイルスも5類に移行しましたので、今日は久しぶりに私たちの活動の指針となる農業委員会憲章を読み上げたいと思いますので、皆さん御起立をお願いします。</p>
事務局	<p>【農業委員会憲章唱和】</p> <p>続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いします。引き続き、議事録署名人の指名もお願いいたします。</p>
議長	<p>皆様、改めまして、こんにちは。忙しい中にお集まりをいただきありがとうございます。先ほど、職務代理のほうから言われましたように、5月8日で5類に移行しましてから、マスク等々の強制はしない。個人の判断ということにはなっておるんですけども、まあこういった会議室内ではなるべくならマスクは着用したほうがいいんじゃないかなというふうには思っております。まあこれは強制ではありません。</p> <p>また、屋外、現地調査するときにはもう別に、まあ車の中はやっぱりマスクは必要じゃないかなと思いますけれども、外に出たらもうマスクは外してもいいんじゃないかなというふうにも考えております。</p> <p>高齢者の方が、私も含め多いものですから、消滅したわけではありませんので、やっぱりちょっとそこら辺は注意しながらも気をつけていきたいというふうには思っております。</p> <p>今回は、朝9時半からということで調査部会はしたんですけども、後で事務局のほうより提案もあるんですけども、まあこの会議内容というと、案件自体はそうそう多くはないんですけども、面談と、3条の面談がかなり多くて、それで時間を食うというふうになっておりますので、今後の課題かなというふうにも考えます。</p>

後で皆様とよく協議しながら、今後の方向を見出していききたいなというふうに思っております。

今日は最後までよろしく願いいたします。

それから、議事録署名人の指名いたします。加茂和義委員と三坂勝弥委員よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第130号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」提案させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて報告】

この申出者の場所につきましては、議案書の3ページから10ページを御参照ください。この件について、あっせん委員の氏名並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

議長

ただいま、事務局のほうより説明がありました。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、譲受候補者の選定をよろしく願いいたします。ほかの方は各自暫時休憩といたします。

(休憩)

議長

それでは、あっせん委員さんのほうより、譲受候補者の報告をお願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

それでは、事務局のほうより再度、確認の報告をお願いいたします。

事務局

【地区別にあっせん委員を指名】

議長

それでは、あっせんの成立に向けて、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、次の議事に移ります。事務局。

事務局 議案書の11ページをお願いします。
議案第131号「不動産買受適格証明願について」。
この議案につきましては、先月も出ておりましたが、公売にかかる案件
となっております。
物件につきましては、先月と同じ場所になるんですが、この案件につき
ましては、農地法の3条、次の議案第132号の10番に上がっている案
件と合わせて審議をお願いするものとなっております。11ページの議案
を読み上げて提案させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて報告】

 今回はもう農地法の3条ということですので、農地としての取得という
ことになっております。次の農地法の3条の審議も合わせて審議をお願い
いたします。
 以上です。

議 長 ただいま、事務局のほうより説明がありました。
 不動産の適格証明ということで、何か質問、意見ありましたらよろしく
お願いいたします。加茂委員。

農業委員 9番加茂です。今回、競売にかけられる条件として、 のほう
が購入の予定をされております。実際、この方につきましては、二丈吉井の
ほうに移住されて約10年ということで、以前の農地の購入要件5反以上
の所有をされております。で、実際、購入した後に観光農園をしたいとい
うふうなことの希望がっております。
 以上です。

議 長 ありがとうございます。ほかに何か質問、意見ありましたらよろしくお
願いします。

 (質問、意見なし)

議 長 3条と一緒に合わせて。

事務局 そうですね。一緒をお願いします。

議 長 それでは、この議案の中には4名いらっしゃいます。新規就農者が4名

いらっしゃいますので、もうそれも一緒に合わせて調査部会のほうより報告をお願いします。

調査部会長

報告いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請について報告をいたします。

受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

内容的に、面談させていただきましたので、報告をさせていただきたいと思えます。

■■■■は77歳ということで、福岡市内の西区に住んであるということでございます。面談をいたしました中で、長崎県の五島出身ということをお聞きいたしました。長く水産業をやっていたということで、3年ほど前から事業を息子さん等に事業承継を行ってあるという状況であるようです。

そういう中で、九州大学の農学部の研究の中で、ハマボウですね、天然記念物のハマボウありますよね。あのハマボウを化粧品として、また、サプリメントの成分が抽出をすることができるというようなことをお聞きになりまして、当面育苗から増やして、まあ3年経過した後ぐらいにですね、定植なり移植をしたいということをおっしゃっております。

葉や茎、花を採取しての利用ということをおっしゃりまして、まあお茶とかですね、サプリメントとしての商品化を計画してある、事業化を計画してあるということでもあります。

そのほかに一部発生します土地についてはですね、サツマイモ等を作付をしていきたいということでもあります。

事業承継などですね、その事業後継者については息子さんと経営等について、今後の経営等について話をされておられるという状況をお聞きいたしております。

そういうことを面談いたしまして、調査部会といたしましては、機械等の問題がございますけれども、まあ圃場の管理ですね、心配な面もございませんけれども、周辺の農家に、皆さんの御指導を受けながら頑張っていきたいということをおっしゃるので、内容がハマボウということもございまして、まあ九州大学の先生方とよおとコラボして頑張ってくださいということをお伝えしておられる状況でございます。

以上が1番ですね。

続いてですね、3番ですね。

【議案書に基づき読み上げて報告】

■■■■■は39歳ということでありまして、現在その糸島市に住んであるという状況でございます。面談内容的には、先ほどから、言われておりますように、住宅に附属した農地ということになっておりまして、面積も55平米ということで狭い面積でありました。

家庭菜園として取得されるという状況でございます。この川と道に挟まれた三角形の狭い農地でありまして、申請者以外、管理が難しいんじゃないだろうかという状況をお聞きしております。

そういうことで、調査部会としては、住宅に属しております農地でありまして、隣接する土地の宅地の購入者以外は管理が難しい状況ということ把握いたしております。申請者には頑張って管理をして、農地を荒らさないようにしてくださいということをお伝えいたしております。

また、周辺の地域にも十分配慮してお付き合い願いたいということもお伝えをいたしております。

以上が3番ですね。

続きまして、受付番号6番ですね。

【議案書に基づき読み上げて報告】

新規就農でありますし、贈与の関係でございます。

こちらのほう面談をいたしておりますので、御報告をいたします。

6番、7番。7番がですね、一緒に報告されておりますけど、受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

同じ方でございます。面談をしました中で、■■■■■は81歳という御高齢でございます。糸島市内に住んであるということでありました。

内容的には、もう四十数年会社勤めをされまして定年をされております。あと、何もすることがなかというような状況を話されておりました。そういう中で、お兄さんがおられますけども、お話をして、一部農地を借りて野菜を作っておられる状況がございました。

初めは近所に配る程度というような状況でやられておったようですが、まあ肥料代等にもなればということで、産直に、わずかではありますが出しておる状況を聞いております。品目的にはナスとかいろいろ作っておりますけど、ナスやキュウリを出荷してたという状況であります。

そういう中で、特に■■■■■は、作って売ること、販売することの喜び

を十分感じてあるようなお話をされております。農業をやりたいということ
を十分発揮されておる方やなというふうに感じております。

そういうことで調査部会としましては、面談をする中で、さっき言いま
したように、本当に農業に対しての熱意を持ってある人だという判断をさ
せていただいておりますし、現地は既に、ナス、キュウリ以外にも野菜を
作られておる状況を確認いたしております。

特にあの、農地でありますので、農地が荒れないように農作業等に、ま
あ年齢の関係もありますけども頑張ってくださいということをお伝えをい
たしております。

以上が6番、7番ですね。

続きまして、受付番号8番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

8番の方、 ですけども、 も親御さんたちが75歳とい
うことで、糸島市内に住んであるという状況でお聞きしております。ま
た、当日は、面談に当たりますと、娘さんが見えておりましたもので、
内容は娘さんからお聞きしたという状況でございます。

内容的ですけど、以前から無農薬で野菜栽培をしていた、したいと思っ
ておられたという状況をお聞きしております。希望されております農法は
ですね、いわゆる自然農法ですけど、虫の発生などでまああの、これをや
りたいということで、自然農法的にやりたいという状況でございますけど
も、虫の発生等があるっちゃうことは十分周囲に迷惑がかかるということ
は聞いておるとい状況をお聞きしております。申請地は、その心配はない
というようなことを考えられております。

現在、夏野菜の育苗中でありまして、ある程度大きくなったら定植をし
て、農作業については娘さんと両親ということで、3人でやられるという
ことでございます。

作物作ることに對しての楽しみをうれしく思われております。収穫物に
ついては、あくまで自家消費ということで、販売は考えておられないとい
う状況をお聞きしております。そういう面談をしました中から、調査部会
としましては、そういう考え方なんですけど、栽培方法に対してですね、
興味をもってある状況をお聞きしておりますので、大好きな野菜を種から
育てられて、子供さんだけでなく、お孫さんと食育の面から本当に楽しみ
にされておりますし、やっていくという状況を感じておりますので、今後
十分管理には注意して、農業を楽しんでくださいということでお伝えをし
て、お別れしたという状況でございます。

以上、8番ですね。新規就農の関係は。

議 長 以上ですかね。

調査部会長 はい、以上です。

議 長 申し訳ありません。私の読み取りというか、あれがちょっとまずかって、先走ってしまいました。また、前に戻ってですね、第131号の議案でここに載っているのが、この3条の番号10番ですね。10番に載っているところが今度出ました買受適格証明願の分です。

それで、その3条と合わせてこの適格証明願の審議を先にちょっとやりたいと思います。これにつきまして、質問、意見を先に取りたいと思いますが。奥委員。

農業委員 13番、奥です。観光農園と言われましたが、その前の図面にもまだ駐車場とかそういった関係の図面が出てなかったと思いますが、今回、駐車場ができるのでしょうか。

議 長 今度は3条ですから、それはないです。

農業委員 10番。

議 長 10番です。

農業委員 10番。

議 長 先月、出た分の、競売に出す分のやつで、今度3条で買いたいということですから、農業をするということで。

農業委員 農業をするということですけど、さっきの説明の中では観光農園って言われたと思いますけど。

議 長 加茂委員。

農業委員 9番加茂です。■■■■とのお話の中で、すぐするということではなくて、将来的にはということ、ここを含めてほかの土地も持ってありますから、その部分かどちらか分かりません、そこまでは聞いておりません。

農業委員 分かりました。

議 長 よろしいですか。ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、買受適格証明願につきまして、許可と思われる方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。

議長 それでは、次の議案の132号に移らせていただきます。
それでは、3条申請のまず1番から私があれします。
「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

新規就農で先ほど副会長から説明があったところです。よろしくお願
いたします。

それでは、受付番号2番を藤嶋委員よろしくお願いたします。

農業委員 受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議長 続きまして、受付番号3番を東司委員、お願いたします。

農業委員 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

これは新規就農で、副会長が説明されたところです。

議長 続きまして、受付番号4番を加茂委員、お願いたします。

農業委員 受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

こちらのほうは、 のほうは畜産業をされておりまして、以前から賃貸契約で牧草をやられてたということで、今度、所有者の方がお願いをするというふうなことで聞いております。

以上です。

議 長 続きまして、受付番号5番を原田委員、お願いします。

農業委員 受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きまして、6番、7番を加茂委員、お願いします。

農業委員 受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

贈与になっております。兄弟関係になっております。
受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きまして、受付番号8番を原田委員、お願いします。

農業委員 受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きまして、受付番号9番を井上職務代理、お願いします。

職務代理者 受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

あっせん売買です。ちなみに売渡金額は420万1,000円です。よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、受付番号10番を加茂委員、お願いします。

農業委員

受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

競売ということです。よろしくをお願いします。

議長

最後の受付番号11番を原田委員、お願いします。

農業委員

受付番号11番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議長

ただいま3条の申請について1番から11番まで説明がありました。
これにつきまして何か質問、意見ありましたらお願いいたします。事務局。

事務局

まず、この3条申請の審査項目の報告をまずさせていただきます。
13ページをお願いします。6つの審査項目を判断材料として審議していただくこととなりますけれども、この6つの審査項目のうち1つでも「はい」に該当する場合は、原則として許可できないこととなっています。今回の場合は全ていいえに該当していますので、書類上の判断では全ての申請について許可相当であると、事務局では判断をしております。
以上です。

議長

審査表も併せて質問がありましたらお願いいたします。中原委員。

農業委員

11番の中原ですけども、受付番号の2番、4番、5番、9番……の譲受人についてです。貸付地があるということですけども、この点についてはどうということかという質問をお願いします。
それと、11番の譲受人については全く経営面積がないということなんですけども、新規就農なのか、これも含めて回答をお願いいたします。

議長

事務局長、それは分かるの。事務局。

事務局

まず、11番の譲受人、XXXXXXXXXXなんですが、これですね、事務局のほうでちょっと記載漏れでして、一応、経営面積は4,470ということで記載がありました。
以上です。

議 長 加茂委員。

農業委員 4番の[]が今まで[]に農地を貸してたということで、この農地を今度は売買すると。

農業委員 違う違う。譲受候補者が貸しとるっていうのは、3条ですから自分が全て作るっていうのが3条じゃないかと。

農業委員 うん。譲り受けまして、作ります。

農業委員 いえいえ、違います違います。譲り受けられる方が今、貸しとんしゃんのもおかしいじゃないですかという意味。

農業委員 ああ、逆に私が言ったのは……。

農業委員 いやいや、違います違います。私たちもそうじゃないです。

議 長 そのこの地区によってもですね、やっぱり自分もそうなんですけれども、その地区地区によってこう分配されとう分があるけん、自分の田んぼはやっぱり人に貸さなければ集約できないというところもあるんですよ。そういったところもあるんじゃないかなというふうには思いますけれども。まあ。

農業委員 今の話ね、全部作つとかんでも、私も貸しとう分のあります。やけ、まあ人によって経営形態が違うけん……。

議 長 事務局。

事務局 4番のですね、[]の貸付地につきましては、今ちょっと台帳を確認したんですけども、ほとんどが1つの、まあ1か所に、ある程度集約はされてあるんですけど、この貸付地があるところについてはですね、それからちょっと飛んでる場所に1筆だけなんですよ。
で、その分は結局、集約してるところからは外れてるということでの貸付地になってるようです。
以上です。

議 長 2番のなんか分からんかね。

事務局 すみません、続けて。
2番の[]につきましても、貸付されてある場所がですね、基盤整備事業をされてあるというところだけになるんですけども、そこはもう法人が集約をしているという関係がございましたので、それで貸付地になっているという状況です。

議長 5番目。原田委員これ分かるんですかね。

事務局 あっ、そうです。すみません。5番もですね、桜井の基盤整備地区になります。で、桜花の郷がもう集約をしているという状況が確認できます。
以上です。

議長 もう大体、全部あれ分かったのかな。9番。

事務局 確かに9番につきましても、今、課長が申しますとおり、世帯内での貸し、経営移譲の関係での貸し借りがその台帳上、まあ反映して出てきてしまってるという状況です。
以上です。

議長 分かりました。よろしいですかね。
ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、採決に入ります。
農地法第3条の1番から11番につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。
それでは、1時間程度過ぎましたので、ここで休憩いたします。
40分から始めたいと思います。よろしくお願いします。

(休憩)

議長 それでは、再開いたします。事務局。

事務局

議案書は19ページをお願いいたします。

議案第133号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いします。

議長

それでは、今月は第1調査部会のほうにより調査を行っております。藤嶋調査部会長より報告をお願いいたします。

調査部会長

では、報告いたします。19ページですね。
受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の現地調査説明資料の1ページと2ページをお願いいたします。申請地については、議案書20ページの地図を参照にさせていただきたいというふうに思います。

農地区分は、用途地域内の農地ということで第3種農地ということになります。内容的にはですね、申請地南側の開発工事が進んでおりまして、それに伴ったいわゆる工事ということになるということで、盛り土をされた後畑として利用されるということになります。

第1調査部会としましては、地図上にあると思いますけども、周辺隣接地に、住宅の隣接地がございますけども、そこに直接、ブロック塀に打ちかけというような造成ということになりますと、近隣の同意が必要であるというふうに考えております。

同意が得られている場合については、調査部会としましては、許可相当であるというふうに判断をいたしております。

続きまして、受付番号2番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いいたします。申請地については、議案書24ページの地図にあっておりますので参照をお願いいたします。

この案件は先月の地形形状変更審査会の開催を都市計画課に要請ということで、また地元意見を確認するというので、継続審議となっておりますのでございます。

審査会については確認されました中で、5月16日開催ということになっておりますが、関係します資料等については地元にも配布されておるといことで、今の時点では地元から支障となるような意見は出ていないと

いう報告があつておるということでもあります。

農地区分は、農用地区域内農地でありますけれども、農地改良のための一時的な転用行為であり、不許可の例外に該当するため問題はありません。

第1調査部会としましては、地元から支障となるような意見も出てないということでもありますし、農地転用の審査基準に照らし合わせた結果、許可相当であると判断をいたしております。

以上です。

議長

それでは、事務局。

事務局

農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、一般基準と立地基準により、許可の可否を審議いただくことになります。

18ページを御確認いただきたいんですが、まず、18ページの一般基準ですが、これら項目につきましては、全て適当、または該当なしとなっており、問題はありません。

次に、立地基準ですが、先ほど調査部会長からの報告にもありましたように、1番につきましては、農地区分は用途地域内の農地となっておりますので、第3種農地に該当するため問題はないというふうに判断をしております。

続きまして、2番につきましては、農地区分は農用地区域内農地で、原則不許可にはなるんですが、一時転用による不許可の例外に該当しますので、これも問題ないというふうに判断をしております。

以上です。

議長

それでは、ただいま調査部会長並びに事務局のほうより説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。事務局。

事務局

補足になりますけれども、1番の二丈深江の案件につきまして、報告の中にも隣接地のブロック擁壁塀への打ちかけ同意についてのお話があったと思いますが、この部分について申請人のほうに確認を取りましたところ、もう申請書自身が同意を得ているということで確認が取れております。

それから、2番の井田原の先月からの継続審議案件分になりますけれども、これも報告にありましたように、地形形状変更審査会の開催が今月16日ということで、ちょっと後先になっておりますが、開催予定となっております。

で、現時点でもまあ報告にもありましたように、地元からの特段、支障となるような意見等もこちらのほうにも届いておりません。で、都市計画

のほうにも特段入ってきてないということは確認しております。
以上です。

議 長 まあその2番について、この傾斜1対1。まあこれは、これはまたその、地形審議会のほうでも問題にはなろうかと思えますけれど、まあそこいらのこともちょっと余り急じゃないのかなというふうには思います。まあそこいらもちょっと地形審議会のほうでもちょっと考慮というか、それをちょっと入れていただきたいなというふうには思っております。
何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。
農地法第4条の1番、2番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ですね。

議 長 それでは、事務局。

事務局 議案書の29ページをお願いします。
議案第134号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いします。

議 長 第5条につきまして、調査部会のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長 29ページをお願いいたします。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

31ページの地図と、別冊の現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いいたします。

農地区分は、農地の広がり5ヘクタール未満であるためその他農地、第2種農地に相当をいたしております。

調査部会としましては、一般の有料駐車場という転用目的でございますので、まあ不特定多数の利用者のためということがございますので、ほかに替えとなる土地がないというために、許可相当であるというふうに判断をいたしております。

受付番号2番に行きますけど。

事務局

もうその都度、補足されてもらって。

議長

事務局。

事務局

すみません、この1番の案件についての補足になりますが、この案件につきましては、昨年8月の総会に、同じ場所で案件上がっていたことで記憶に新しいところではあるかと思うんですが、一旦、昨年の総会るときは許可相当ということで、県のほうにも上げておったんですけども、そのときは隣接する会社の研修所の駐車場ということで申請をされてあったんですが、最終的に、いわゆる都市計画法との調整がつかないということで一旦取り下げをされてありました。

今回、観光客が利用する一般的な有料駐車場ということで、計画の内容を変更されたところで改めて申請を上げてきてあるというふうな状況です。

以上です。

議長

それでは、続けて2番の報告をお願いいたします。

調査部会長

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

現地調査説明資料については、7ページと8ページをお願いいたします。場所については、議案書の35ページの地図を見ていただきたいと思っております。

農地区分的には、農地の広がり10ヘクタール以上であるため第1種農地ということになりますけども、集落に接続ということがございますので、不許可の例外に該当をいたしております。

調査部会としましては、申請されております申請理由がですね、営まれておりますガソリンスタンドということがございまして、従業員の方や、取引業者の方の駐車場として必要という申請でございます。そういう内容から許可相当であるというふうに判断をいたしております。

議 長

事務局。

事務局

この2番の件のつきましても補足をいたします。この案件につきましても、令和3年の12月の総会で一度、当時の転用目的につきましてもは、駐車場及びフラダンスイベント会場、それからフリーマーケットや農産物販売イベント会場を目的とした申請となっております、審議されておりました。

で、その後、県のほうまで農業委員会意見書を進達しておったわけですが、ちょっと詳しい月日までは分からなかったんですが、令和4年度中に転用目的の実現性が乏しいということで、県の指摘があつておりました、それに説明がつけられないということでの取り下げがなされてあつたようです。

で、今回につきましてもは、その内容を、先ほどの1番と同じような感じなんですが、内容を変更したところでまあ近隣のガソリンスタンド、譲受人のほうで経営されているガソリンスタンドの従業員と取引先業者の駐車場ということで計画を変更して改めて申請をされてあるというふうな状況です。

以上です。

議 長

それでは、続けて3番の報告をお願いいたします。

調査部会長

議案書の30ページをお願いします。受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の9ページと10ページをお願いいたします。議案書の41ページの地図を参照いただきたいというふうに思います。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上であるため第1種農地ということです。ただ、集落接続による不許可の例外に該当になります。

第1調査部会としては、申請地北側の農地にハウスでハーブ類を栽培されておりました。申請地に建築物が建ちますと、日照の、日の関係が、日照に影響があるのではないかと一部懸念はいたしております。

隣接されます農地の方への、耕作者への説明と同意が確認できましたら、許可相当であるというふうに判断をいたしております。

以上です。

議 長

事務局。

事務局

ただいまの報告にありました隣接農地の関係なんですけれども、耕作者

への対応につきましては確認をしましたところ、現場立ち合いの上、建設会社からの説明を耕作者側のほうも受けられてあると。

要は、境界、筆界とかもろもろする中で、その辺りの確認ができていくということでの報告を受けております。

以上です。

議 長 それでは、続けて4番お願いします。

調査部会長 受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

場所については、別冊の現地調査説明資料の11ページと12ページを見ていただきたいと思います。申請地の場所については、議案書の47ページの地図を見ていただきたいと思います。

農地区分的には、JR鹿家駅から約300メートル以内であるということで第3種農地であります。この案件は、先月地元の行政区ですとか申請地周辺地権者への説明が十分になされないまま手続だけが先行しているという状況がございまして、手続を慎重に進めるために地元関係者に丁寧な説明を求めたいということで継続審議となっていた案件でございます。

第1調査部会としましては、地元関係者へ十分説明がなされて、転用目的に関して、地元の了解が得られているという状況が確認できれば許可相当というふうに判断をいたしております。

以上です。

議 長 事務局。

事務局 補足をさせていただきます。4番の案件につきましては、先月の総会でも継続審議決定を受けて、申請代理人につきましては、その状況の説明というのは連絡をしておりました。

総会が終わってすぐ連絡はしておったんですけども、4月の下旬になっても特段何も反応がないというふうな状況がありましたので、再度、連絡を、たまたまその代理の方が窓口来られたので、どうも地元のほうにいろいろ説明とかをされてあるのであれば、その取りまとめの分を書面で頂けないかっていうことでの依頼をかけておったんですけども。

で、まあそれを、ちょうどゴールデンウィークも入ってるというところもあったんですけど、まあ取りまとめだけだから5月2日ぐらいまでには整うだろうというふうなことで代理人の方も言われてあったので、それまでを期限をしてもらえないですかというふうに伝えておりました。

で、その連絡後、5月1日の日に申請者から直接、地元役員とこういうふうな、いつ誰とやり取りをしましたということで、一枚物だったんですけども、書面の提出がありました。

その内容を、裏取りといいますか、内容確認をするために、鹿家行政区長に連絡をしまして、こういうふうなことで書面が出されてあるけども、この内容で間違いはないかというところで確認をしまして、結局はその申請者側から地元には説明会を行いましょうということでの話があるというところの確認を取りました。

で、そうこうして、結局その説明会がいつ開かれるかっていうところまで具体的には決定をしていないということで、結局その日程についても行政区側のほうに合わせてますというふうなお話でしたので、その辺も区長と話ししましたところ、ちょっと10日の日にはちょっと間に合わんだろうというふうな話はされてありました。

ちょうど先日の5月8日の日にですね、申請者が窓口で直接来られまして、地元への説明につきましては、結局、その水利承諾書であったり、中にはその土地改良区の意見書を求めるに当たって、地区総代のほうにも説明をしてるということで、たまたまその前年度の土地改良区の総代が現在の区長なんですよ。

なので、その前年度からの状況というのは、説明も受けてるというふうな状況もあるだろうと思ひまして、その辺も兼ねて確認をしておったんですけども、一応そのときの説明としましては、今回農地転用の申請に頂いてる資料と同じものを地元のほうも受け取られてあるということの確認をしまして、その資料の一つ一つについて詳しい説明というのはあつてないようなんですが、一応、口頭で、こういうふうな内容ですというところの説明は受けましたと。

その中で、資材置き場という話だったようなので、結局そこはもう考え方の相違があつたのかもしれないんですが、ここも一般的な資材置き場となると建設資材とかそういったことになるんでしょうけども、地元のほうとしては真砂土という認識が、まあちょっとそこは抜けていたところがあつたのかもしれないんですけども。

当時、うちのほうに頂いてる資料を地元のほうももらつてあるということの確認が取れたんですけども、うちのほうに頂いてる計画図面とかにつきましては、はっきり真砂土を何立米置きますというふうな記載があるわけなんですよ。だから、申請者側としては、もうそれも、そういった資料も地元のほうには渡してるということで、まあその口頭での説明がちょっと十分行き届いてないところはあつたのかもしれないんですけども、そこはもう何ともうちのほうでも判断がつかないところかなとちょっと思つてるところではあります。

で、まあ一応そういうふうなことで申請者側としては、もうそういった

資料も地元のほうにも渡したところで説明をしている関係で、もう何か不明な点があれば地元のほうからも質問等もあるだろうしというふうな話もされてある状況です、まあそこまでの資料も渡されてあって、説明もされてある状況で、あとはもううちのほうはもうこれ以上、留める根拠がないのかなというふうに事務局としては考えてます。

なので、もうほかの一般的な転用の件と同様に、もう審査基準に照らし合わせたところでの審査を、行政手続として進めていく以外ないのかなというふうに考えている次第です。

一応、近々の経過としては以上になります。

議 長 一応、基準表をお願いします。

事務局 すみません。基準表を読み上げます。18ページを、すみません、少し戻りますが、お願いします。

まあ先ほどの4条と同じように一般基準と立地基準で許可の可否審議になるわけですが、一般基準につきまして、各項目適当または該当なしとなっており、問題はないと判断しております。

立地基準につきましては、議案書のほうにも記載はしておりますし、調査部会のほうからの報告にもありましたので、立地基準につきましては割愛させていただきたいと思います。

以上です。

議 長 ただいま、調査部会並びに事務局のほうより報告がありました。
質問、意見ありましたらお願いします。丸山委員。

副会長 3番、丸山です。2番なんですけども、これは先ほど説明がありましたように、3年にダンスの会場を造るところでの申請が上がったと思うんですけども、それが断念されたということで、駐車場っていうのは、その個人の駐車場として必要なのかとか、その、あの、ワークショップで、その使うのか自体は分かりませんが、あの、自分とこの個人の駐車場として使われる、それとも何か全体として駐車場が必要ですか。

議 長 事務局。

事務局 今回の2番の申請につきましては、個人の駐車場ということではなくて、あくまで、この方がまあ、いわゆる会社役員とかをされてある、経営されているガソリンスタンドに関連した駐車場というふうに申請が出ています。

議 長 井上職務代理。

職務代理者 4番の件でお伺いいたします。これは先月第3調査部会の案件でございます。この中で一番大事なのはここの用地の下の住宅が一番被害を受けると言ったらちょっとおかしいんですけど、一番怖い、ここに資材置き場ができたらすね、怖いんじゃないかと思うんですね。

それであ、こういうふうなあの、説明用の意見書も出ているということなんですけど、肝心のその一番被害を受けるかもしれない住宅地の同意が得られないまま、これを許可に出していいものかということをお私心配するところでもあります。

議 長 はい。三坂委員。

農業委員 15番三坂です。第3調査部会でも見ましたがあやふやななかでも許可していいものかどうか。要するに■■■■というお宅の同意を得てるのかどうか、非常に曖昧で不安な気がしますので、慎重に審議していただきたいです。

議 長 あその■■■■のところも、その最初の図面では、結構近くでこうする。それをちょっと今度また、ちょっとずらして被害出ないようにずらして、それから上げるというふうな、まあ申請は出ておった件ですね。それ以上のことは事務局としても、その図面上その何も見えないというようなあれやったんで事務局。

事務局 51ページを見ていただいて、AとA'の断面の一番左側ですね、心配されているのが一番左端に入ってる1855の住宅のことだと思うんですけど。点線で書いてあるのが元の地形で、もともとの法面があって、最初の計画では、その新しくつくる法面をもうこのもともとの法面に引つけるような形で計画をされてたと思うんですけど、そこが心配だということで1メートルの余裕を持って下げられてる。

これをもってちょっとまあ緩衝地じゃないですけど、被害防止の対策をされているということだろうと。これ以上はちょっと言えないので。じゃあどこまで下がればいいんだっていう話を逆にされると答えようがないのかなと。

で、まあ真砂土とかを置かれるということなんで、もうこの住宅側には極力真砂土高く積まないようにとか、そういった条件をお話しする、もしくはその地元の説明会でしていただくしかないのかな。で、職務代理が言われたようにですね、じゃあ隣地の許可だの承諾だのっていうのは、農地転用の申請上ですね、隣地承諾を取れという決まりはないんです。

これを理由に不許可相当とか、ないから継続審議にするというのはちょっとできないというふうに思います。計画上、ここだけ譲歩されてるので、もうこの図面を判断材料に審議をしていただくしかないかなと思います。

議 長 古家委員。

農業委員 8番、古家です。地元説明とかを、その後にその許可とかそういうものはできないんですか。そのもう、書面上でもう断れない。地元説明会しなくても。

市街化区域とかだったら、そういうのは分かりますけど、農地、そういうところでやっぱり、地元説明せんで残土置き場とかされたら、周りは、たまったもんじゃないと思うんですけどね。

だって、そういうの地元説明された後の、話合いの結果を聞いて判断、そういうのはできないのかなって思います。書面でせないかんのでしたら、書面で、もうしていかないけないんでしょうけど、そういうふうなやり方っていうのはないのかなと思います。

議 長 その辺はどうでしょうか。事務局。

事務局 心配されてる内容はよく分かります。まあそもそもが、その地元説明の義務自体がまずない。地元説明を義務づけることがちょっとあの、職権濫用と言われてもおかしくない状態です。

確かに、地元説明会で出た意見を反映させて計画してもらおうというのは本当は一番いいことだと思います。

ただ、地元説明もですね、地元も当然いろんな意見持った方おられるので、やっぱり基準以上の安全対策を求める方とかもおられるので、じゃあそれをどこまで聞くんだとかっていう話にもなるので。まあ、理想は今言われるように地元説明の意見を十分聞いてから判断というのが本当はいいんだと思うんですけども、書類を預かってからの標準処理時間というのがあって、これが40日と決められています。

もし、ここで判断を先延ばしにしたとしても、ここを飛ばして直接県に申請するということもできるんです。当然、県のほうは書類審査しかしないので、現地見るんですけども、書類上、計画上、災害のおそれがないという判断がされれば、どうしても許可というふうになっていきます。

議 長 古家委員。

農業委員 8番、古家です。糸島の農業委員会としては、こういうのを強制はでき

ないと。で、前、前村係長がおられるときにちょっと聞いたことあるんですけど、そこはもう民民の話合いということですかね。何とかトラブルがあっても。もう民民で解決すると、裁判で。そういうふうな考えで自分たちもおっていいということですよ。

議 長 事務局。

事務局 そこについてはですね、農業委員会、許可相当の意見を出すと。で、県知事が許可を出すと。あくまで、許可ってというのは基準にのっとってしてもいいよということで、事業主が県というわけではないので、当然、災害が起こった場合は事業主が責任を負うということになる。

だから、民民ですね、最終的には民民ということになります。

で、うちが意見を止められるとすれば、ここに出した書類と地元の説明が大幅に食い違っていると、虚偽の説明じゃないかと、そういった場合が明らかかな場合はですね、そういったときに継続審議だとか、そういう措置が取れるのかなと思います。

議 長 よろしいでしょうか。丸山委員。

副会長 3番、丸山です。すみません、またさっきのあれなんです、2番の件なんですけど、じゃあ今さっき言われるようにですね、これがその第1種農地であるということを私言いたいです。

それをフラダンス、まあいろんなことがあって、できないって言って、できなくなったから、じゃあ次は自分とこの施設のあれにガソリンスタンドの駐車場にするのかって、そこを簡単に私たちがああ、そうですかって、できなかったから、そうですかっていうところがですね、ちょっと納得できなかったもんですから、ちょっと言ったんですけど。やっぱりそこら辺のところでは最初からちゃんとそこの本当に必要だったら最初から駐車場というところで持ってきてたらよかったのになと思うんですよ。

そこらのとちよっとね、自分で納得できなかったからちょっと御意見出してみました。

議 長 じゃあ、いいですか。

農業委員 はい。

議 長 ほかに。4番に対しましては、皆さんも何かちょっと悶々とするところはあるかなとは思いますが、しかしながら、書類上、こっちとしては何にも言えないというような立場ですし、まああとは地元説明会でどんなふうな

意見が出て、どこまでその業者がしてくれるのかというところもちよつとあるんですけども。

今回といいますか、今日はもう、この農業委員会としてはこういうふうな立場といいますか、許可相当なのか、非認定なのかという、継続審議はありません。もう2回目ですので、どちらかですので、それを判断しなければなりませんので。

何か質問、意見あったら出してください。井上委員。

職務代理者

2番、井上です。この51ページのA-A'の図面を見ますと、この前、現地を見に行ったときはもう隣と住宅と、もう垂直でのりが上がったような状態で、今回はその図面を見ると、45度ぐらいに傾斜をつけて、なおかつ、資材は、壁面がひざったところまでしか置かないというふうな改善計画が出ているということで理解しとっていいでしょうかね。

なるべくならね、この計画を近隣の人に見せて、こういうふうに変更してありますので、どうでしょうかということまで言ってもらえばいいと思うんですけどね。

私たちはこの図面を見て、もう判断するしかないということですね。

議長

濱地委員。

農業委員

16番、濱地です。前の総会の時も同じことを言いましたが、52ページのCとC'の断面見て、実際、住宅のあるところからですね、既存の擁壁から直接盛土しましたね。Aのほうは1メートル下がってのりがついてると思いますが、一番最初のところは、下がってのり面がついてない、直接のり面がついてるということは、まあ、雨降ったら、崩れるんじゃないかろうかと心配がですね、この間からしとったとですが、結局その近隣のこと、こっちの住宅の方もですね、同意が得られればそれも問題ないかと思いますが、ここで同意が取れなくても計画は進んでいくんですね。

議長

同意取る必要がないけんですね、その、この農地改良の場合はですね。そいけん、取れるも取れんも、その必要がないけん、説明をしてくださいというような格好で、こっちとしては持っていつてるんですよ。

事務局

一応、今、52ページの断面図の話がされていると。多分、そこはですね、崩れるという危険性を考慮して、まあ小さい文字で書いてありますけど、のり面1対1で張芝っていう、張芝でのり面の崩壊を防ぐという計画をされてるんだと思いますね。

あと、地元説明の中で、1807の住宅の方がA断面とおんなじように、多少なりとも下げてくれないかとかいうお話があれば、そこは図面の

差し替えなどで対応できることではないかなと思います。

議 長 よろしいですかね。

農業委員 地元説明会がね、ちゃんと開かれてからの審議なら私たちも審議しやすいかとぼってん…。

事務局 一応ですね、地元の区長さん、農区長さん、それと当時の土地改良区の総代さんの印鑑は全て押されています。で、全てこの申請の図面を持って説明をされています。で、確認はされてるということなんです。

農業委員 地元説明はしませんよね。

事務局 通常、地元説明はしない。

農業委員 しないですね。

事務局 で、今回は、やっぱりどうしても家が近いということなんで、地元説明をお願いした。で、まあその中で言えるのは、建設資材を、もともと道が細いからですね、運搬する時間を通勤とか通学の時間帯からずらしてしてくださいとか、そういう条件つけたりとか、のり面をもう少し下がってついでくれないかとか、というお話になってくる、まあ条件での譲歩をお願いするしかないでしょうね。3種農地なんで、許可できる場所なんですね。

議 長 ほかにありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら採決に入ります。

それでは、4番を除いて1番、2番、3番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ですね。

それでは、4番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(ほぼ全員挙手)

議長 ほぼ全員ですね。ということでよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、次の議案に入ります。
それでは、井上職務代理が退出されましたようですので、次の議案に入ります。

次の議案第135号につきましては職務代理本人の案件となります。農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限に基づき一時退出をお願いしております。事務局。

事務局 議案書の53ページをお願いいたします。
議案135号「農地改良届出」につきまして御審議をお願いいたします。また、御審議の後に監督委員の指名もお願いいたします。

議長 それでは、農地改良届について調査部会長のほうよりお願いいたします。

調査部会長 53ページをお願いいたします。
「農地改良届について」届出番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の13ページと14ページを見ていただきたいと思います。それと申請地については議案書の次のページ、54ページの地図を見ていただきたいと思います。

調査部会としましては、関係各課から支障となる意見も出ておりませんし、必要な改良行為であるため受理相当であると判断させていただいております。

以上です。

議長 これで説明がありました。
何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 なかったら採決に入ります。

農地改良届について受理相当と思われる方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、監督委員を指名いたします。宗敏郎委員、よろしくお願いいたします。

それからですね、私、申し訳なかったんですけども、この監督委員という仕事を今、皆様には伝えてなかったみたいですね、この監督委員というのは、その4条、5条の農地改良届の一時転用とは違うんですね。

この農地改良届は、1メートル未満の1反内で、これはこの糸島市農業委員会が許可相当というふうで判断するやつなんですけども、4条、5条は県が審査して、許可というふうになりますので、糸島市が市のこの農業委員会がする分は自分たちの責任をもって、見届けていかなければならないという仕事です。

それで、まず、その農地改良届を許可相当ということで出した分は、まあ毎日見に行く必要はありません。時々でいいですので、どんな土が入っているのか、産廃が入っていないとか、大きな石が入っていないとか、そういったところを気をつけながら見ていくんですね。

そして、期日はもう大体3か月までです。農地改良届ですね。その範囲内でその農地改良を終わらないようなあれやったらもうそっちの申請人のところに行って、もう期日が近まっていますので、早く完了させてくださいというようなことでしょっちゅう、その辺りになってくると、ちょっとしょっちゅう見て、完了させてくださいよというごたふうであれして。

もし、それが間に合わなかったら、もうあとはもう、何かし1日でも早くいいですから、早く終わらせてください。もしくは、今のあれを、申請を取り下げて、もう1回出して、また3か月延ばすか、そういった判断をその申請人とまた話し合ってくださいね、やっていただくようお願いしたいなと思っています。

それが監督委員の仕事であり、またそういったところ指導していくのが監督委員の仕事ですので、皆さんよろしくお願いいたします。

以上です。

ちょっとまた1時間たちましたので、ここで休憩いたします。

(休 憩)

議 長

議事を続けていきたいと思えます。事務局。

事務局

議案書の57ページをお願いします。

議案第136号「糸島市農用地利用集積計画の審議について」これは所有権の移転になります。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

続きます、2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

以上です。

議長

ただいま提案がありました。質疑を受けつけます。

(質疑なし)

議長

なかったら採決に入ります。

集積計画につきまして許可相当と思われる方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

では、次に移ります。事務局。

事務局

議案書の58ページをお願いします。

内容に入ります前に、申し訳ありません。議案のタイトルがですね、農業委員会事務の実施状況等の公表について(別紙)となっておりますが、ちょっとこちら誤りでして、正しくは、農業委員会の適正な事務実施についてということで別紙をつけているタイトルと同じタイトルのものになります。すみませんが、訂正をお願いいたします。

内容につきましては、事務局、沖のほうから説明させていただきます。

事務局

それでは、議案第137号「農業委員会の適正な事務実施について」を

御説明いたします。別紙としてお配りしております資料を御参照ください。

こちらは平成28年の農林水産省の通知により行うものでございます。御審議いただいた後、市のホームページにてこちら公表をいたします。

まず、令和4年度の活動の点検評価についてです。1ページを御覧ください。

令和5年3月末現在の農業委員会の状況を記載しております。こちらは、農林業センサスや農林水産省のホームページで公表されております耕地面積の情報、また市で管理しております農地台帳のデータから記載しております。

続いて2ページを御覧ください。

こちらは担い手への農地の集積、集約化の状況を記載しております。糸島市内の農地面積が4,190ヘクタールに対し、認定農業者が耕作を行っている面積が2,526ヘクタールとなっており、集積率は60.2%となっております。集積目標を3,360ヘクタールと定めておりましたので、目標を下回る結果となっております。

続いて3ページを御覧ください。

こちらは新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について記載しております。令和4年度は過去3年間と比較して多くの新規参入者がありました。参入実績は27経営体、参入面積は14.39ヘクタールとなっております。達成状況はそれぞれ270%、287%と目標を上回る結果となっております。

続いて4ページを御覧ください。

遊休農地に関する措置に関する評価について記載をしております。こちらは昨年の夏に農業委員、推進委員の皆様に行っていただきました利用状況調査の結果を基に記載をしております。糸島市の農地面積4,190ヘクタールに対し、遊休農地面積、いわゆる利用状況調査におけるA判定だった農地は149ヘクタールとなっており、割合は3.55%となっております。

これに対し、市の耕作放棄地解消への補助事業を用いて、解消が行われた面積が1.6ヘクタールとなっております。4ヘクタールを目標としておりましたので、達成状況は40%となっております。

続いて5ページを御覧ください。

違反転用への適正な対応について記載をしております。令和3年度末の違反転用の面積は8.1ヘクタールとなっておりますが、令和4年度末の面積は13.3ヘクタールと5.2ヘクタールの増加となっております。こちらは、毎月の農地対策委員会で現地確認を行って、違反状態が発覚したものの面積を合計しております。

活動の評価として、引き続き違反状態の早期発見や未然防止に努めるこ

ととしております。

続いて6ページを御覧ください。

こちらは令和4年度中に申請がありました案件の件数を記載しております。農地法3条の許可申請は1年間で合計131件、農地法4条、5条許可申請は合計102件の申請が昨年度なされております。

続いて7ページを御覧ください。

こちらは農地所有適格法人からの報告対応について記載をしております。糸島市内の農地所有適格法人は全部で42法人ございます。うち37法人から昨年度の報告がなされております。残りの5法人のうち4法人に督促を行っているという状況でございます。残り1法人は令和4年度に農地所有適格法人になった法人でして、まだ最初の事業年度が終了していないため報告書は提出されておらず督促も行っていないという状況でございます。

続いて同じページの4番、情報の提供について。賃借料情報の提供、農地の権利移動の状況把握、農地台帳の整備について記載をしております。賃借料情報はホームページで公開を行っております、権利移動状況については、電子データを県に提供。農地台帳の整備につきましては、年に1回、全体更新を行っている状況というふうになっております。

続いて8ページを御覧ください。

地域農業者からの要望、意見及び対応内容といたしまして、新規参入者への支援の要望及び対応を記載しております。下段は事務の実施状況の公表といたしまして、総会の議事録の公表状況及び今、御説明をしております活動計画の公表状況について記載をしております。

以上が令和4年度の活動の点検、評価でございます。

続けて令和5年度の目標及び活動計画について御説明をいたします。9ページを御覧ください。

農業委員会の状況といたしまして、記載している内容は1ページと全く同じでございます。

続いて10ページを御覧ください。

担い手への農地の利用集積、集約化といたしまして、集積目標面積を市内の農地面積の80%に当たります3,352ヘクタールとしております。同じページの下段、新たな農業経営を営もうとする者の参入推進といたしまして、5年度の目標を15経営体5ヘクタールとしております。

続いて11ページを御覧ください。

遊休農地に関する措置といたしまして、遊休農地の解消目標を市の補助金の予算額より4ヘクタールと設定をしております。同じページの下段、違反転用への適正な対応といたしまして、違反の未然防止、早期発見のため農地対策委員会によるパトロールをこれからも行い、是正指導を行っていくということにしております。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 　　ただいま報告がありました。何か質問、意見、訂正等があったらお願いします。井上委員。

職務代理者 　　2番、井上です。ちょっとお伺いしますが、今年度より50アール要件が撤廃されると聞いてたんですが、それでできてる状況ですが、その新規参入者、全員この数字、これから当てはまっていくんですか。

議長 　　事務局。

事務局 　　今後、新規で権利を取得される現新規就農者の方は全てこの数字のほうに入っていくようになっているかと思えます。

議長 　　ほかに。井上委員。

職務代理者 　　農地所有適格法人の報告書を出されてない経営体が5つあると言われて、1件はまだ時期が達してないということなんですが、今までの過去の例は、出さないで終わってるっていう部分はあるんですかね。

議長 　　事務局。

事務局 　　実情としましては、提出をされていない法人は、ちょっと数は、ちょっと今、定かではないんですが、あります。
以上です。

議長 　　井上職務代理。

職務代理者 　　その適格法人が出されていないときとか、法人が今後農地を求める場合があった場合はそういうふうなことも取得の条件として勘案されるべきだと思いますが、よろしく願いします。

議長 　　事務局。

事務局 　　言われるとおり、報告が出ない限り、その主要な、過半が農業による収入とかっていうのは分からないですね。次の農地の取得の可否を判断するときに報告は絶対必要だと、新たに取得されるのであればですね。

報告書を出さないことを理由に権利の剥奪とかっていうのは恐らくできないと思うんですけど。次回の申請でそこは厳しく見れるのかなと思いま

す。

職務代理者

分かりました。

議長

ほかに何か御意見ありましたら。事務局。

事務局

補足というかですね、今後に向けてのお話しになるんですけども、10ページを御覧いただきたいと思います。

10ページはですね、令和5年度の目標及びその達成に向けて活動計画が書いてあって、10ページの上から2番目ですね、令和5年度の目標及び活動計画の中に、これ農地利用集積の目標を書いています。集積目標が全農地面積の80%になる3,352ヘクタール。令和4年度に200ヘクタールしか増えてないのに、令和5年度に一気に800も増えるかと言われたら、もうこれまず無理です。絶対無理です。

何でこういう数字が出てきているのかということですね、3月にも審議していただいたと思うんですけども、令和5年度最適化活動の目標設定っていうのを3月に審議していただいて、これもホームページで公表してるんですけど、その数字と一緒に数字です。

で、じゃあその数字はどこから出てきたのかというと、最適化推進制度ができた平成28年に市の農業委員会で作成してる農地等の利用の最適化の推進に関わる指針というのがあります。この数字がそのまま出ます。

その数字は、じゃあ何を基に設定したかということ、国が平成25年に農林水産業地域の活力創造プランというのを決定してまして、10年後に全農地の8割を担い手が利用するという目標を掲げています。

平成25年に10年後の80%目標掲げてるので、平成で言うと35年、令和5年度に80%にするという国の方針を基に令和5年度という最終目標年が設定されて令和5年度に80%に行くように設定しています。

当然なかなかそうです、目標どおりにうまくいわずに指針をつくってから毎年毎年目標に達しないまま、それがずっと積み重なって年間、今年1年で800も増やすというふうな、ちょっと無理な設定になっているというのが現状です。

現在の集積率が約60%で、年間の伸び率が大体一桁なんで、この年度中の80%到達はまず無理なんですけども、実は県のほうが農業経営基盤の強化に関する方針というのをつくってまして、令和3年の2月にその変更をして、この80%到達を令和10年度にしましょうということで、県のほうも下方修正してるんですね。

本当はその下方修正をして、すぐにうちの指針も下方修正しとくべきだったんですけども、それを、まあやってなかったのが今回こんなにちょっと無理な計画になっている原因です。

ただ、この計画については、市の指針が令和5年度を目標にしている以上、もう途中で変えることはできないということなので、令和5年度の目標はもうこれでいくしかないということになります。

じゃあ、これが何に影響してくるかという、実はあの、最適化交付金という国の交付金があって、この集積率の達成具合によって交付金の金額が変わるようなんですね。実際、委員さんとか推進委員さんの報酬に関するものじゃない、じゃないです。

何になるっていうと、農業委員会の事務費ですね。例えばその今、タブレット買ってますけども、タブレットの通信費用だとか、今度あの、地域計画を策定するようになりますけど、農地の所有者とか担い手の人に対するアンケート調査ですね、アンケート調査の郵便料金とかに使えるお金になります。

今まではタブレットの通信費用ぐらいしか使ってなかったんで、まあ十二、三万もあれば足りるような交付金だったんですけど、今回何千人にも対してその農地の利用調査をするので、ちょっと金額的に言うと何倍もかかるような金額を使うことになります。

今回この集積目標が到底達成できないので、この点数が低くなって交付金額がちょっと低い金額しかもらえないんですね。なので、まあ年度途中で変えられないかというお話を県のほうにさせていただいたんですけども、それはもうどうしても無理だと、交付金をもらうために年度途中で目標の変更はできませんというふうにはっきり断られました。

今後なんですけども、県の指針が、方針が変更になったことに伴って、市のほうの指針も、できれば年度中に変えたいと。令和10年度に80%に達するような目標に修正をしていきたいなと思ってまして、指針の修正が済みましたら、令和6年の3月中には6年度の目標として今回また新たに10年後に80%行くような年度目標を立てていきたいと思います。

来年度のこの適正な事務実施の目標の数値もそれに併せて変更していきたいと思ってます。これは県のほうと協議しながら進めていきたいと思えますので、その時期が来たら農業委員会だけじゃなくて、推進委員さん、推進会議のほうにもかけて、変更していきたいと思ってますので、またそのときに提案をしていきたいなと思ってます。

以上です。

議長

山北委員。

農業委員

14番、山北です。10ページの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の2番ですね、参入目標が15経営体になってますけど、令和4年度が27経営体で、5年度に少なくなるっていうのは、目標からすると落とすっていうのはあんまりないかと思うんですけど、27以上なるって

いうのもちょっとどうかなと思いますけど、この15経営体という出された根拠っていうのは、それは何かあるんでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 この目標につきましては、例年10経営体っていうところで今までは上げていた現状がありまして、ただ今回、前年度の実績として27経営体あったんですけども、今回、例年の目標から5経営体、もしかしたらまだここ近々の状況からすると増える可能性は高いんですけど、一応、5経営体を増やしたところで15経営体というふうな形で上げさせてもらってます。

以上です。

議 長 山北委員。

農業委員 そしたら、令和5年度の結果としては、評価としてはマイナスということになってくるのかなと思いますけど、その辺は考えなくていいんですか。

議 長 事務局。

事務局 すみません。さっき、最適化交付金の話をしたのでちょっと混乱させるところがあったと思います。

評価点の対象となるのは、先ほどお話しした利用集積の面積、これが年度目標を達成してるかどうかというところと、新規参入に関してはですね、新規参入の経営体の数とか、新規参入の経営面積っていうのは採点の対象になってないんです。これ交付金の対象じゃないので、これは別にどうこうなる訳ではないです。

農業委員 分かりました。

議 長 ほかに何かありましたら。田中委員。

農業委員 4番、田中です。毎年夏に農地の利用状況調査をしているわけですが、4ページにその数字が載っとうわけですが、特に山間地は、耕作放棄地は増えるばっかして、高齢化に伴って後の作付もできないような状況でどうしたものかなと。

当初、3年ぐらい前は対象農地もたまにあったわけですが、今はもう申し出る人もいないようなもの状態が実態です。この4番に目標とか、評価

とか書いてありますが、私あの目標が妥当なものかなと思うこととまあ貸借人、つながる貸借が必要であるとずっと書いてありますが、どういう貸借があるのかな。補助金を上げればそういうのができるのかなと、とても解消できるような状況ではないと思っているわけですが。その辺について説明をお願いいたします。

議 長 事務局。

事務局 まず、この4ヘクタールを解消目標としているのは、これは耕作放棄地の対策の補助金があります。その補助金で賄える面積が4ヘクタールということで4ヘクタールというのを上げさせてもらってます。

確かに4ヘクタール近く再生できた年もありました。ちょっと最近減ってきて、令和4年度については1.6ヘクタールしか事業で再生したところがなかったというところがあります。

まあその補助金のつくりがですね、基本的に、所有者本人が再生するものについてはお金が出ないいきまりなんです。荒らした本人が再生するのに何で金出すんだという感情もあるんですけども、規定は、所有者本人が、例えば息子さんがじゃあ再生しようとなったときも規定の中では今のところ駄目っていうことだったわけです。そういったところをもう少し緩くしていったりとかですね、そういった方法も考えられるのかなとは思いますが。

あとまた、5反要件が下がったところはちょっとプラスで入れるのかなとは思いますが、新規参入の方にもこのA判定ですね、再生が簡単にできるような場所については新規参入の方とかに進めたりとかですね、そういった方法も考えられるんですけど、もうこれは全国どこでも問題になってるんですけど、はっきりと決め手がないんですね。長年の問題になってるので、決め手がなくて、地道にやっていくしかないなと思います。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので採決に入ります。

適正な事務実施についての公表について、これでいいと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 この意見でホームページに公表していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

 次の議案に入ります。事務局。

事務局 議案書の59ページをお願いいたします。

 案第138号「令和4年利用状況調査に基づく非農地判断について」御審議をお願いします。

 この議案につきましては、昨年度、令和4年度の農地の利用状況調査の結果、非農地と判断された農地について総会で承認を求めるものですが、今回、承認を求める農地につきましては、事務局においても再度精査を行っております。

 今回も総会におきまして承認が得られましたら、地権者や法務局等の関係機関に通知を、いわゆる非農地通知というのを送りまして、その結果この農地台帳からも完全に落としてしまうというふうな手続を踏んでいくようになります。

 非農地と判断した土地の詳細につきましては、60ページから69ページまでにもう所在地のみならずずっと載せております。

 最終的には筆数にしますと522筆。面積につきましては17万4,401.45平米。まあ17町ぐらいが昨年度の調査において、最終的に非農地と判断された農地ということになっております。

 以上です。

議 長 ただいま説明がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

 (質問、意見なし)

議 長 ないようですので採決に入ります。

 これを非農地として判断していいと思われる方の挙手をお願いいたします。

 (全員挙手)

議 長 全員です。

議 長

次の議案に入ります。事務局。

事務局

続きまして、議案書70ページをお願いします。

議案第139号「令和3年以前の利用状況調査に基づく非農地判断について」御審議をお願いいたします。

この議案につきましては、先ほどの非農地判断の承認を求める内容と同じになるんですが、令和3年度以前の利用状況調査の結果で非農地と判断された農地について今回承認を求めるものなんですが、先ほどと流れるには同様なんですが、承認を得られましたら、先ほど案件については通知を送るというふうなことで承認をいただいておりますが、今回の議案の分につきましては、いろいろと精査、内容とかを確認していきますと、どうも平成26年度辺りからのデータが対象になってることが判明しまして、その情報量がもうすごい、もう何年もになってますので、膨大な状況で地権者の生存確認であるとか、住所の確認っていうのがもう困難な状況にありますので、この議案の内容につきましては、承認をいただいた後の対応については、個別の非農地証明願と同様の申請を受け付けて、今回、まだ詳細な筆とかもずらっとまた別でデータはあるんですけど、そのデータとそれから市役所のほうで持つて航空写真のシステム、その辺りと照合を行いまして、改めての現地調査を省略して、会長決裁で証明書の発行を、個別の証明願と同じように、会長決裁での証明書の発行というふうにさせていただきたいということで提案をさせていただいております。

筆数にしますと、ちょうど71ページのところに参考で載せていますが、全体で筆数が1万534筆。市内の全体の合計としましては969万2,815平米がこの数年の間、利用状況調査において非農地と判断された分の蓄積した分の面積等になってきております。

一応参考までに、大字ごととか、その区分でそれぞれ非農地として判断された分を区別して表記させていただいております。

以上です。

議 長

ただいま説明がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

今回、3年前以上前とはもう全部、航空写真等を照合して、会長決裁の証明書を発行するというで持つていきたいと思っております。こういうふうには、それでいいという方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

以上で全ての議案が終了しました。
その他のほうに入ります。事務局。

事務局

まず、その他のほうの1番非農地調査の結果についての報告なんですが、議案書の72ページ、73ページに記載しておりますが、全体で、案件としては全部で5件出ておりました。

そのうち、結果として認定相当、非認定相当、それぞれあったようですが、まず、もう読み上げて報告させていただきますが、1番の桜井の分につきましては、もう竹林化しておるということで認定相当。

それから2番の志摩芥屋の案件につきましても、これも竹林化しているということで認定相当としております。

それから3番の篠原東1丁目、これももう既に宅地の一部になっているということで、建物も既にあったということで認定相当。

それから4番につきましては、東と神在とあったわけですが、東の3筆につきましては竹林化しておるということで認定相当ということの判断をしております、ただ、神在の分につきましては、現況がもう畑になっていて、まあ一部竹が入ってきたものの、まあほとんどが畑として使用ができるということで非認定と判断をしております。

それから、73ページ、5番なんですけども、全部で11筆、ずらっと二丈松国のほうの土地なんですが、5-1、5-2につきましては、竹の侵入は一部ありましたが、大部分が草が生い茂ってるだけということで非認定ということと、5-3、4につきましては、もう竹林化してるということで認定相当。それから、5-5、5-6につきましては、もう現況、畑となってる。それから草が繁茂してるだけということで、もう非認定という判断になっております。それから、5-7、8、9、10、11はそれぞれ竹林化しているということで認定相当ということで判断をして、それぞれ認定、非農地証明書、それから、非認定通知という形での対応をさせていただきます。

非農地証明願の発行についての報告は以上になります。

非農地証明が出た分の位置図等につきましては74ページからずらっと79ページまで掲載しておりますので御参照いただければと思っております。

議長

それでは、農地対策B班の報告を田中委員からお願いします。

農業委員

80ページです。4月の20日に現地調査を行っています。

番号1番から説明いたします。

神在の分ですが、ここはイチゴハウスの片隅に廃ビニールが山積みされ、太陽光等で上部が焼け焦げ、完全に劣化していて扱えない状態でありました。この農地は数年前に前所有者からハウスごみに譲り受けられ、その後ビニールの張り替えが行われております。

そのときのビニールか、それ以前から山積みされていたものかは定かではありませんが、いずれにしても現在の所有者が[REDACTED]となっておりますので、適正に処理してもらおうよう連絡をしております。

また、かん水ポンプのディーゼルエンジンからは恒常的にオイル、燃料が漏れ、水路に流れ込んでいる痕跡がありました。周辺水路の汚染はもちろん、加布里湾の汚染にもつながるということで、オイルパンの設置や、エンジンの交換等早急に対処されるよう文書指導をしております。

2番の神在東の分ですが、赤坂橋のすぐ下流に大型の井堰があります。この井堰改修工事で堰き止め用に使われていた大型の土のう袋の撤去に伴う一時的な仮置き場として転用済みの農地、駐車場に積み込まれている状態でありましたが、まだ相当数の土のう袋が残っているところでしたので、隣接する農地にかからないように作業を進めてもらうよう連絡をしております。

3番の志摩吉田の分については、全ての圃場について草刈り管理等きちんと行われており問題はありませんでした。

以上です。

議長

ありがとうございました。続いて、事務局。お願いします。

事務局

続きまして、議案書の82ページに認定農業者の更新の一覧を載せておりますので、後ほど御参照ください。

それから今後の日程につきましては、議案書の1ページのほうに記載しておりますので、こちらも申し訳ないんですが、後ほど御参照いただければと思います。

この中に、次の6月の総会後に最適化推進会議を開催するところで、先日農政対策委員会のほうでも協議を行っております。推進会議の内容としましては、例年のことなんですが、利用状況調査についてと地域計画の策定に関しての進め方ということで、内容はこのようにしております。

先日の農政対策の結果も併せてのちよっと報告になるんですけども、先月の農政対策では、今回のその推進会議の内容についての協議と今回の議案で挙げておりました非農地に関しての協議、それから、7月の中下旬辺

りを目標に今年は視察研修を行おうかというふうな話が上がっております。今、事務局のほうで大方この辺りっていうのはもう協議いただいてちょっと今調整を図ってるという状況にはなっております。

ちょっと推進会議の内容についてなんですけど、一応また今月、5月の18日、予定の左側の3段目ぐらいに書いてますけど、18日にもう一度農政対策委員会を行うようにしております。この内容につきましては、もう地域計画の策定に関して、その農業振興課の地域計画の係のほうからもう直接推進会議で諮る内容を話をしてもらおうかなと思ってます。

その内容について、農政対策のメンバーのほうでもう少しこうしてほしいとか、いろいろこう意見の交換も含めたところで推進会議当日の内容を充実させていこうかというふうに考えております。

これちょっと概略ですけど、以上になります。

議 長

では、その他のその他で。事務局。

事務局

その他のその他になるんですけど、まあ先ほど会長のほうからもちょうとちらっと話がありましたが、営農面談についてちょっと御提案というか御相談といいますか、事務局からの相談になるんですけど、4月以降下限面積の要件が撤廃されまして、新規で農地の権利を取得したいという申請であったり申出、それから相談がもう爆発的に多くなってる状況です。

新規の場合は、今までその全ての調査部会で現地調査を行って、昼から面談しますというふうな取り扱いをしてきたわけですけども、あまりにも多過ぎるので、面談対象者の線引きをしたいと事務局のほうで考えております。

中にはやっぱりその熱意を持って、1人の農業者として志をお持ちの方というのもしゃるんですけど、ほとんどが家庭菜園レベルの方が多く、大多数です。なので、そういった方、皆さんには営農計画書というのを書いていただくんですけど、その中で明らかに家庭菜園規模であるとか、もう家庭菜園をするんです、販売しませんというふうなことが明らかである方であったり、その経営規模がもう1反未満の方については面談省略させていただけないかなど。

あと、基本的にはそういうふうな家庭菜園であるとか、1反未満の経営規模ですね、権利取得後の経営規模がそういった方たちは省略したいと思うんですけど、中にはもうちょっと1反超えてしまって家庭菜園しますとか。まあ結局、有効面積が少ないから、面積、登記上の面積は大きいけど、有効面積狭いからそれで家庭菜園やりたいんですっていう方も中にはいらっしゃると思うので、その辺りの判断を事務局のほうでちょっと判断をさせていただいて、まあ何かあればちょっと御相談をさせていただきたいなと考えてるんですけど、いかがでしょうかということで、すみません。

まあ議案で挙げるのも何かどうかと思いましたので、ちょっとその他の
その他で御相談をさせていただいた次第です。

以上です。

議 長 ただいま事務局からどうでしょうかということですけども。皆さんの御
意見を聞きたいと思います。事務局。

事務局 一応、現時点で、今度6月、利用権があります。利用権だけで、取りあ
えず今、10件出てます。3条はまだ受付期間ありますので、3条が出て
くる可能性もありますので、今、現時点で少なくとももう10件出てま
す。

以上です。

議 長 ということは、第1調査部会では2日かな。そういう感じでどうでしょ
うか、皆さん。事務局が提案したように、ちょっと10アール未満、家庭
菜園並という方はちょっと、ようとその辺の経過も見ながら、そのいかん
ということはいかんって言われるとやけんですね、それでちょっともう判
断して省略をお願いしたいなというふうに思いますがどうでしょうか。

よろしいですかね。

農業委員 ちょっと、今、提案されましたけど、事務局に任せるところで
は、お願いはしたいと思いますが、やはりある程度は今言われたよう
に、そういう何平米とかそこら辺の基準だけはやっぱり決議なさるのかし
たほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、どうですかね。

1反ぐらいとかその、そこら辺もしなくていいんですか。

議 長 まあそのおおむね1反ということでどうかなと。

はい、宗委員。

農業委員 11番、宗ですけど。施設園芸、ハウスとかなったら、集約的になっ
てきますよね。その辺はちゃんと考えていただきたいと思います。

議 長 うん。そこいらのことは、もうちょっとやっぱり事務局に判断してもら
って。

農業委員 だから、面積だけにするんじゃなくて、やっぱ中身もこうしながらです
ね。

議 長 うん。高収益のものやったら、もうそれでやっぱ面談とあれはせないか
んと思いますし。

農業委員 基本的やっぱり家庭菜園レベルがやっぱり多かもん。

議 長 家庭菜園レベルはもう。

農業委員 外していったほうがいいんじゃないの。

議 長 外していこうということでもいいですかね。

農業委員 新規就農とはとらえられんもん。

農業委員 しっかり農地として、農地は農地として使ってもらうことをしっかり意
識しておこうって家庭菜園のラインの面積ならもう面接はせんでいいち
ゃないかなと思います。
それでやっぱりちょっと当事者、臭かねと思ったら、ちょっとチェック
して。後でその見に行ったりとか、目的を……。

議 長 そこいらもその地元農業委員さんたちにですね、ちょっとやっぱりそこ
いらちょっと観察なり、指導をしていただきたいなというふうに思うんで
すけれども。
で、また農地対策で全部見ていけっていうのはまたこれは大変ですから
ね。だけん、やっぱそこいらはやっぱ地元の農業委員さんたちでその家庭
菜園並のをちょっと時々見ながら指導をしていただきたいです。

農業委員 3条やったら確認書の判を押すけん、場所は分かるけど、利用権につい
てはちょっと。

農業委員 やっぱ総会に来て、そのリストば、起こしたリストばさ、出してもらわ
んと、農業委員は把握できんけんね。それをみんな、周りで見といて、後
でこう見て回るごとせんと。

農業委員 1反、あれは分家住宅の条件は入とととって。新規にも入ると。

事務局 ああ。入れとうごた。結局、その辺の兼ね合いもちょっとあって、1反
未満。結局、農家住宅の要件とかですね。その辺を、結局、農家住宅が1
反以上。だからもう、1, 000平米でもオーケーなので、そこを結局、
変なように悪用されるパターンもあるんですよ。

農業委員 ああ、あるある。

事務局 局長も自分も、もともと都市計画にいたので、そういった方たちをちょこちょこもう見てきとうからですね。そういったところで、1反未満。だから、999だったら、建築区分とかのために使いますっていうのは、もう1,000平米っていう今のところ基準は設けとうからですね、駄目ですと言えるからですね。

農業委員 分かりました。

議長 その辺はちょっと事務局のほうの判断でお任せしたいなということですよ。じゃあそういうことでよろしいですかね。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 はい。

事務局 ありがとうございます。

議長 はい。

農業委員 今日、この案件の中にもありましたように、じゃあ農地つきの住宅に55平米ありましたでしょう。あれももう、そこら辺ではもう面談はしないということでもいいんですね。

事務局 はい。しないです。なので、現場も行きません。

農業委員 うん。現場も行かなくていい。

事務局 はい。

議長 ほかにないのであれば閉会にします。

事務局 それでは、ほかにないようであれば、閉会の挨拶を丸山副会長のほうからお願いいたします。

副会長 前回はできなかったので、今回はしっかりと。すみません。本日も慎重審議ありがとうございました。

最初に久しぶりに農業委員会憲章も御唱和できましたし、新しい現場っ
ていうか、事務局も新しくなりまして、私たちが新しい気持ちでまた気持
ちを引き締めて農業委員会に臨みたいと思います。

また、これからもちょっと暑くなりますけども、体に気をつけながら、
またいろんなこと始まっていきますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもちまして、第15回糸島市農業委員会総会を終了いたし
ます。

令和5年5月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

9 番 加 茂 和 義

15番 三 坂 勝 弥